

DCとはDefined Contributionの略=確定拠出年金のことです。

平成18年12月21日

12月14日、平成19年度税制改正内容が決定されました。これを受けて各省庁より改正の概要が発表されていますので、今回は厚労省から発表された概要についてお送りします。

平成19年度税制改正の概要

厚労省のHPにて発表された項目は以下のとおりです。

- 第1 安全・安心で質の高い医療の確保と国民の安全で健康な生活のための施策の推進
- 第2 障害者の自立・社会参加の推進と働く人たちの安心の確保
- 第3 高齢者が生きがいを持ち安心して暮らせる社会の実現
- 第4 各種施策の推進

このなかで企業年金に関連した項目は、第3の2「安定的で効率的な年金制度の運営の確保」です。

改正項目の原文

-----以下原文-----

安定的で効率的な年金制度の運営の確保

(1) 持続可能で安心できる年金制度の構築

(1) 平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備

平成21年度までの基礎年金国庫負担割合2分の1の実現を図るための必要な税制上の整備については、長期検討事項とされた。税制改正大綱においては以下のように記述された。

税制は、平成21年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源をはじめとする社会保障財源の安定的確保や、平成19年度税制改正で取り組むこととしたわが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割が求められる。

(中略)

来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化

対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

- (2) 確定拠出年金の拠出限度額の引上げ
〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

確定拠出年金の拠出限度額の引上げに係る税制上の所要の措置については、長期検討事項とされた。

- (3) 確定拠出年金に係る中途引出し要件の緩和
〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

- (4) 企業型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ等〔所得税、法人税、住民税、事業税〕

法案の内容を見て検討することとされた。

-----以上原文-----

このなかから読み取れること

1. 「確定拠出年金の拠出限度額の引上げ」については長期検討課題とされ、今回は見送られた。
2. 「中途引出し要件の緩和」、「資格喪失年齢の引上げ等」については法案の内容を見て、今回、検討を行なう。

ということのようです。拠出限度額の引上げは、非課税枠の拡大とイコールですから、なかなか一筋縄では行かないようです。

一方、中途引出しの緩和については前号で述べた資産損失の可能性や使い勝手の悪さなど、現行制度における不都合からの開放が望まれることから、前向きな議論が展開されることでしょう。

また資格喪失年齢の引上げについては、そもそも高齢者雇用安定法の改正が既に行なわれ、65歳までの雇用確保措置の義務化や、再就職促進を図る措置が定められており、これに合わせた形にしようとするものだと思います。

いずれにしても、今後、法案の内容が吟味され、検討が進むこととなりますので、引き続きウォッチを続け、お知らせしてまいります。

以上